

入会林野整備計画等の認可に係る手続と林地開発許可に係る手続との調整について

昭和50年7月14日 50 — 2
森林組合課長、森林保全課長通知
最終改正：令和3年1月5日2林政経第389号

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律（昭和49年法律第39号）により林地開発許可制度が制定され、昭和49年10月31日から施行されたところであるが、これに伴い、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号。以下「法」という。）に基づく入会林野整備計画及び旧慣使用林野整備計画において、入会林野等の整備後の土地の利用に関する計画として、権利者の農林業上の土地利用を増進するためのものであって林地開発行為の許可制に係るものを内容とする場合には、入会林野等の整備計画の認可に係る手続との調整等について、下記によることとしたので、関係者に対する助言及び指導について遺憾のないようにされたい。

記

- 1 入会林野整備計画（以下「整備計画」という。）が、入会林野整備後の土地利用に関する計画として、権利者の農林業上の土地利用を増進するものであって、林地開発許可を受けることを要するものをその内容とする場合は、整備計画の認可に係る手続と林地開発許可に係る手続とは、おおむね次によることとするよう関係者を指導するものとする。
 - (1) 基本方針案の作成
入会林野整備準備委員は、入会林野整備に関する基本方針案を作成しようとするときは、あらかじめ入会林野整備後の土地の利用に関する計画の概要を当該林地を管轄する都道府県知事に提出して、開発行為の予定地が地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林及び市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第6号に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。）内に存する森林に該当するか否かについて照会するものとする。
 - (2) 開発計画の作成
入会林野整備組合（以下「整備組合」という。）の代表者（以下「代表者」という。）は、入会林野整備に関する基本方針に基づき入会林野整備後の個々の権利取得者と協議の上林地開発行為に係る計画を具体的に作成し、開発行為の許可が受けられるか否かの見込みにつきあらかじめ都道府県知事に照会するものとする。
 - (3) 関係行政機関への意見照会
代表者は、整備組合の総会において整備計画が決定された後に林地開発許可に関し、法第5条第3項第6号に掲げる意見書を求めるものとする。
 - (4) 林地開発許可の申請
林地開発許可申請は、整備計画の認可申請後遅滞なく行うものとする。この場合、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第4条第2号の書類として、整備組合の総会において決定されたものと相違ないことを代表者が証明した整備計画書の写しを添付するものとする。
- 2 都道府県知事は、入会林野整備に関する事務と開発行為の許可に関する事務の処理にあつては、その相互間の調整を十分図ることとし、特に次の事項に留意するものとする。
 - (1) 1の(1)及び(2)の照会があつたときは、関係者に対し速やかに助言を行うものとする。
 - (2) 法第5条第3項第6号に掲げる意見書を求められたときは、可及的速やかに意見書を交付するものとする。
 - (3) 林地開発許可申請を受理したときは、可及的速やかに審査の上、整備計画の認可後遅滞なく処分を行うものとする。
 - (4) 入会林野の整備後、整備計画に従って土地利用が行われるよう指導の徹底を期するものとする。
- 3 旧慣使用林野整備の認可に係る手続と林地開発行為許可に係る手続との調整については、1及び2に準じて行うものとする。

(参考)

入会林野整備に係る事務手続と林地開発行為に係る事務手続の調整について

| 入会集団 | 項目 | 備考 | 県 | 項目 | 備考 | 参考 |
|----------------|-------------------------------------|---|---|----------------|---|--|
| 全員 | 整備の意思決定準備委員の選出 | 全員の合意 | | | | |
| 準備委員 | 知事に対し開発行為の可否の照会 | 土地の利用に関する計画の概要を添付して、開発行為の予定地が地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林等に該当するかどうかについて照会 | 県 | 開発行為の可否についての助言 | 開発行為の可否の照会があった場合は地域森林計画等に基づき速やかにその可否について関係者に助言する。 | 地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林及び市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域内に存する森林 |
| 準備委員 | 基本方針案の作成 入会権者名簿の作成 整備組合规約案の作成 | 基本方針案は開発行為の可否照会の結果に基づき作成するものとする。 | | | | |
| 総会 | 整備組合の設立 規約、基本方針の決定 役員選出 | 規約は、すべての入会権者の賛成が得られるとともに、その入会権者の氏名が記載されたときに決定されたものとする。 | | | | |
| 実行委員 | 整備計画案作成準備 | | | | | |
| 実行委員 | 整備計画案の作成 | 基本方針に基づき作成 | 県 | 指導援助 | | |
| 代表者及び 権利取得者 | 開発計画の作成 | 代表者は整備計画作成と並行して整備後の権利取得者（開発行為に係る者）と協議の上、県の助言、指導を受けて開発計画を作成 | 県 | 指導援助 | 整備計画と開発計画との調整を図り、それぞれの計画書作成に当たって助言指導を行う。 | |

| 入会集団 | 項目 | 備考 | 県 | 項目 | 備考 | 参考 |
|--------------|------------------------|--|---|-----------------------|---|---|
| 代表者 | 知事に対して開発計画の許可の適否見込みの照会 | 開発許可申請前に開発計画を作成して、その適否を照会する。 | 県 | 開発計画の適否の助言指導 | 開発計画作成段階において整備に関する意見書の交付に支障のないようにするため十分な助言指導を行い、照会があった場合は速やかに助言するものとする。 | |
| 総会 | 整備計画の決定 | 整備計画は、すべての組合員の賛成が得られるとともに、その組合員の氏名が記載されたときに決定されたものとする。 | | | | |
| 代表者 | 整備に関する意見書の要求 | | 県 | 意見書の交付 | 要求があったら可及的速やか（要求から40日以内）に交付する。 | 入会林野近代化法第5条第3項第6号（意見書の要求）、第5条第4項（交付の期間） |
| 代表者 （経営者） | 開発許可申請書の申請 | | 県 | 開発許可申請書の審査 | | |
| 代表者 | 整備計画の認可申請 | | 県 | 整備計画書の審査 | 計画の適否の決定 | |
| 関係者 | 異議の申出 | | 県 | 公告縦覧 | 30日以上 | |
| 代表者 | 調停申請 | | 県 | 異議申出の受付 協議命令 調停 | | |
| | | | 県 | 整備計画の認可 開発行為の許可 | 開発行為の許可は整備計画認可後遅滞なく処分するものとする。 | |